

# 山梨県公報

第二千六百一号

平成二十八年

五月二日

月 曜 日

## 目次

### 告示

手数料の収納事務の委託……………四一九  
救急病院等の認定……………四一九

### 教育委員会

落札者の決定について……………四一九

### 人事委員会

山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則……………四二〇  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………四二〇

### 公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………四二〇

## 告示

### 山梨県告示第七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり手数料の収納事務を委託した。  
平成二十八年五月二日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 委託の相手方

東京都千代田区麹町二丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会

#### 二 委託に係る手数料

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

#### 三 委託の期間

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

### 山梨県告示第七十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。  
平成二十八年五月二日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田六千五百三十番地

#### 二 認定期限

平成三十一年四月三十日

## 教育委員会

### ● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十八年五月二日

山梨県教育委員会 教育長 守 屋 守

#### 一 落札に係る役務等の名称及び数量

(一) 名称 葎崎射撃場汚染土壌運搬及び処理業務

(二) 予定数量 三千八十四トン

#### 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県教育庁スポーツ健康課

(二) 所在地 山梨県甲府市内一丁目六番一号

#### 三 落札者を決定した日

平成二十八年三月二十九日

#### 四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 エコシステム花岡株式会社
- (二) 住所 秋田県大館市花岡町字堤沢四十二番地
- 五 落札金額 三万五千元(一トンあたり)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年二月十八日

### 人事委員会

#### 山梨県人事委員会規則第二十二号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一の項第五号2中「独立行政法人水産大学校(」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校(旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同項第六号5中「大学評価・学位授与機構(」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び」に改め、同号9中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 山梨県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年五月二日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「防災危機管理監 林務長」を「林務長」に、「技監 参事 政策参事 政策主幹」を「リニア推進監 技監 エネルギー政策推進監 参事」に

「秘書課 秘書担当の課長補佐 秘書担当 政策企画課

行政改革推進課 職員 行政組織担当の課長補佐及び職 秘書課

政策主幹 管財課 秘書担当

秘書担当の課長補佐 秘書担当 秘書課

の職員 秘書担当 秘書課

に、私学文書課 庁舎管理担当の課長 車管理事務所長 守

補佐 自動 庁舎管理担当の課長補佐 自動 車管理事務所長 守

衛長 行政経営管理課 法制・訟務担当の課長補佐 法 制・訟務担当の職員

長補佐 法 を 行政経営管理課 法制・訟務担当の課長補佐 行政 経営担当の職員

表教育委員会の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に、「文化振興監」を「教育

監 文化振興監」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第四十七号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、株式会社協同社山梨中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二日

山梨県公安委員会

- 一 変更後の代表者の氏名 中澤 一仁
- 二 変更年月日 平成二十八年四月一日

委員長 赤岡 利行

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番